

令和2年1月14日以後、法人番号等の 公表時期が変わります！

これまでに比べて
早く公表されるよ！



令和元年11月に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令」が改正され、法人番号等の公表時期が、次のとおり変更されました。

改正の概要

国税庁では、法人番号の指定を受けた法人等の①商号又は名称、②本店又は主たる事務所の所在地、③法人番号（以下「基本3情報」といいます。）を「国税庁法人番号公表サイト」において公表しています。

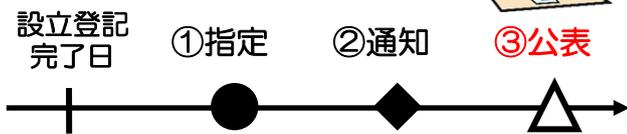
これまで基本3情報は、法人番号を指定し、その法人に対し法人番号を通知した後、速やかに公表することとされていましたが、今般の改正により、**法人番号を指定した後、速やかに**公表することとされました。

なお、人格のない社団等は、従来どおり、その代表者又は管理人が同意している場合に限り、基本3情報が公表されます。

この改正は、**令和2年1月14日以後**の公表について適用されます。

改正前

【設立登記法人の例】



公表時期・・・設立登記完了日の**3～4稼動日後**

改正後



公表時期の前倒し

公表時期・・・設立登記完了日の**1～2稼動日後**

法人番号のことなら国税庁法人番号公表サイト

法人番号に関する最新情報のほか、法人番号の検索・閲覧もこちらのサイトでできます。



法人番号公表サイト

検索

国税庁法人番号公表サイト <https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/> にアクセス